配布資料④

参考資料　世界遺産に登録されるまでの道のり

ユネスコ　世界遺産委員会

・審査、登録可否決定

イコモスによる審査
（現地調査含む）

推薦書の提出

文化審議会【文化庁の決定】
世界遺産条約関係省庁連絡会議【政府の決定】

・毎年、暫定一覧表の中から１件ずつ推薦を決定

推薦の条件

1）　顕著な普遍的価値の証明
　・「世界遺産条約履行のための作業指針」の登録基準への適合
　・資産の真実性の証明（意匠、材料、技術、環境がオリジナルな状態を保っていること）

2）　国内における万全の保護措置
　・世界遺産構成資産の**文化財保護法による指定**
　・緩衝地帯（資産を重層的に保護するために利用を制限する地域）の設定
　・**保存管理計画（地方公共団体）の策定**

日本国内の世界遺産暫定一覧表に掲載

～現在、５件～

・**我が国を代表（国宝等）**し、「**顕著な普遍的価値**」を有する資産
・世界遺産委員会の登録方針に適合する資産

日本国内の世界遺産暫定一覧表の候補

～現在、27 件～

・地方公共団体からの公募　※

※今後、公募は行わない仕組みとなる見込み